

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課（06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防潮堤敷地内における土地の掘削等の許可
概要	河川の防潮堤にガス管、電らんその他の工作物の新築等や掘削などの防潮堤の形状を変更する場合は、河川管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市防潮堤管理条例第5条第2項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	以下の項目すべてに該当すること。 ・ 堤体、壁体、鉄扉その他の構造物を損壊する恐れがないこと。 ・ 防潮堤の強度、耐久力その他の機能を低下させるものでないこと。
標準処理期間	20日～30日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	防潮堤敷許可申請書及び関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	